

令和6年度「新潟市中小企業人材確保・育成支援事業」企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（200点満点）をその提案者の得点とする。選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 実施目的	(1) 社会情勢・実施目的的理解	本市の課題やニーズを的確に分析した上で、事業の実施方針を明確に定めていること	10点
2 実施内容	(1) リクルーター養成講座の開催	養成講座プログラムの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	30点
	(2) インターンシップ支援の実施	コンサルティングの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	30点
	(3) 多様で柔軟な働き方の実践等をテーマとしたセミナーの開催	セミナーの内容や実施方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	30点
	(4) ネットワーク構築ワークショップの開催	ワークショップの内容や実施方法、ネットワーク制度の周知や登録促進方法等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	30点
	(5) ポータルサイトを活用した総合的な情報発信	ポータルサイトの改修やコンテンツ作成・更新等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	10点
	(6) 表彰制度の活用促進	表彰制度の活用促進施策について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	10点
	(7) 地域の企業群が一体となり多様な人材活用を図る体制構築の検討	体制構築のための調査・研究等について、効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	10点
	(8) 関係機関等との連携	連携が必要な関係機関等を把握した上で、連携の効果的な手法が提案され、実施が見込めるこ	10点
	(9) 成果目標の実現可能性	支援の進め方やスケジュール等を明らかにし、確実な実施が見込めるこ	10点
3 運営体制	(1) 適切な進行管理	業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理の適切な実施が見込めるこ	10点
	(2) 個人情報管理・法令遵守	個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込めるこ	5点

	(3) ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組	企画提案評価基準「別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目」の評価項目のうち1つ以上に該当する	5点
合 計			200点

別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目

選定基準・評価項目	採 点 基 準	確認書類
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組み	<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
	<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。	認定証の写し
	<input type="checkbox"/> 厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。	ホームページの宣言企業詳細画面の写し
	<input type="checkbox"/> 新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。	登録証の写し
	<input type="checkbox"/> 過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。	申請書及び許可書の写しなど
	<input type="checkbox"/> 役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。	確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。	認定証の写し
	<input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し
	<input type="checkbox"/> 新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む）。	受賞決定通知又は表彰状の写し

※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する

※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する

※ 企画提案評価基準点を120点とし、下回る者は失格とする